

白石ぐらし、始めませんか？

家を建てられる方



すま*i*る白石

中古物件をお探しの方

永住の地をお考えの方

宮城県白石市が、アナタの移住をサポートします！

新たに宮城県白石市に転入された方に、補助金が支給されます。

さらに、市内の建設業者をご利用された場合

補助金 **30万円**



上乗せ **20万円**



落ち着いた城下町で、質のいい暮らし

仙台まで通勤ラクラク

新幹線で14分・東北本線なら50分・高速道路なら25分

自然に囲まれると、やりたいこといっぱい！

子どもも大人ものびのびしよう！

温泉が湧くまちに住む、という幸せ！

詳しくは、ウラ面をご覧ください。



お問い合わせ・申請は

宮城県白石市 まちづくり推進課

〒989-0292 宮城県白石市大手町 1-1

TEL 0224-22-1327

白石市定住者補助金 概要

事業内容

宮城県白石市に転入される方で、新築住宅もしくは中古住宅を取得し、永く住んでいただける方に補助金を支給します。
さらに、住宅建設もしくは取得する際、市内建設関連業者を利用した方には補助金を上乗せします。

補助対象者

宮城県白石市内に転入し、新築住宅もしくは中古住宅を取得した方。

補助要件

下記の全てに該当する方

- 相続、贈与等で取得した住宅でないこと。
- 併用住宅の場合、住宅部分が1/2以上の面積であること。
- 申請書の提出日から起算して過去3年間以内に転入した方。
- 転入日から起算して、過去2年間、白石市内に住所を有していない方。
- 住宅取得後、6ヶ月以内に申請した方。
- 定住誓約書を提出できる方。

補助額

- 基本補助額
新築住宅もしくは中古住宅を取得した場合 **30万円** 補助
- 上乗せ補助額
宮城県白石市内の建設関連業者(※)を利用し住宅を取得した場合 **20万円** 上乗せ補助

補助実施期間

令和8年3月31日まで

補助申請に必要な書類

- 基本補助
 - 白石市定住者補助金 定住誓約書(様式第1号)
 - 白石市定住者補助金 交付申請書(様式第2号)
 - 住民票謄本(写しでも可)
 - 住宅取得に係る工事請負契約書もしくは売買契約書の写し
 - 当該住宅の位置図および平面図
 - 住宅の完成もしくは取得月日が分かるもの
- 上乗せ補助
 - 建設業法許可証または宅地建物取引業者免許証
 - その他市長が必要と認める書類
- その他

※市内建設関連業者とは

宮城県白石市内に本店、営業所を有する法人または個人事業主で、下記のいずれかに該当する者。

- 建設業法に基づく許可証を有する者。 ○宅地建物取引業者免許証を有する者。
- (公社)日本建築士会連合会に加入している者で、事業所が宮城県白石市内の者。
- 全国建設労働者組合連合会に加入している者で、事業所が宮城県白石市内の者。

この補助金は、税法上、確定申告が必要となります。



いろんな情報が満載!
白石市公式Facebook
はこちら!!



白石市PRキャラクター
ポチ武者こじゅーろう